

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三十四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和五年埼玉県告示第一百十四号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止する区域について、次のとおり解除する。

令和五年五月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 禁止を解除する家畜等

あひる及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

二 禁止を解除する日

令和五年五月三十日

三 禁止を解除する区域

令和五年埼玉県告示第一百十三号（患畜等の届出の公示）により公示した高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生場所（春日部市に限る。）